## 最低制限価格等算定に係る端数処理の方法の改正について

令和５年１月１０日

淡路市総務部管財課

### １　概要

　最低制限価格等を算出する際の端数の処理方法を公表し、入札の透明性を高めるとともに、入札参加者の受注機会の確保を目的とするため、別に通知する最低制限価格の算定式等の改定に伴い、端数処理の方法についても改定する。

## ２　実施時期

　**令和５年４月１日以降**、入札公告又は入札通知を行うものから適用します。

## ３　端数の処理方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 対　象 | 令和５年３月まで（現行） | 令和５年４月以降 |
| 最低制限価格等の算定に係る端数処理の方法 | 建設工事測量・建設コンサルタント等業務（最低制限価格等が「有」の場合） | ①　直接工事費等の費目に、それぞれ別に公表した係数を乗じて得た額の端数処理は整数止めとする。　【計算の一部の例】（建築工事の直接工事費×係数）1,234,567×0.873＝1,077,776.991②　上記①の合計・・・・・・・（Ａ）設計書工事（業務）価格・・（Ｂ）　　（Ａ）÷（Ｂ）＝（Ｃ）（注）（注）ア　工事の場合、（Ｃ）に特例措置の０．０３を加算し、上限は、０．９とする。イ　（Ｃ）は、小数点第４位止めとする。 | ①　直接工事費等の費目に、別に公表した係数を乗じて得た額を端数処理（整数止め）する。②　①を合計し、③により端数処理を行うものとする。③　実施額≧250万円　万円未満切り捨て　実施額＜250万円　千円未満切り捨て　　　※　最低制限価格等の設定の範囲がある入札で、上記③の結果、その範囲の下限未満になる場合は、「切り捨て」とあるのを「切り上げ」と読み替えて端数処理する。※　算定の対象となる業務（工事）が複数ある場合は、実施額の対象は、設計書全体の額とする。 |
| 総価契約の入札書比較価格の端数の処理方法（最低制限入札書比較価格も同様とする） | 総価契約の入札に適用する（自動車の購入等の税込入札を除く） | ①　実施額≧250万円　上記算定結果から万円未満切り捨て②　実施額＜250万円　上記算定結果から千円未満切り捨て※　上欄の算定の対象となる業務（工事）が複数ある場合は、設計書全体の実施額が上記①又は②による端数処理の対象額となる。 | 変更なし |
| 上記以外の予定価格の端数の処理の方法 | 上記以外の入札に適用する | ③　予定価格の端数の処理なし（最低制限価格は設けない）。 | 変更なし |

赤字：今回変更の内容　黒字：変更なしの内容